

# 千葉県立保健医療大学学術推進企画委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学学則第16条第2項の規定に基づき、学術推進企画委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 看護学科教員 2名
- (2) 栄養学科教員 2名
- (3) 歯科衛生学科教員 2名
- (4) リハビリテーション学科理学療法学専攻教員 2名
- (5) リハビリテーション学科作業療法学専攻教員 2名
- (6) 共通教育運営会議教員 2名
- (7) その他学長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、これを補充する。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(所掌事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 大学内の学術推進に関する事項
- (2) 学内共同研究等の募集及び審査等に関する事項
- (3) 外部資金の獲得に関する事項
- (4) 紀要の編集及び発行に関する事項
- (5) その他学長が付託した事項に関する事項
- (6) その他学術推進に関する事項

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、学長が指名する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した者が委員長の職務を代理する。

(委員会の招集及び議長)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(議事)

第7条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決する

ところによる。ただし、委員会が特に必要と認めた事項については、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(専門部会)

第8条 委員会は別表のとおり専門部会を置き、その組織、任期及び所掌事務は同表に定めるとおりとする。

- 2 委員会は必要に応じて、前項以外に専門部会を置くことができる。
- 3 専門部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、委員長が指名する。
- 5 部会員は、部会長が指名する。
- 6 部会における審議事項は、委員会に報告するものとする。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、事務局企画運営課において処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

専門部会名	組織	任期	所掌事項
学内共同研究審査部会	(1) 看護学科教員 (2) 栄養学科教員 (3) 歯科衛生学科教員 (4) リハビリテーション学科理学療法 学専攻教員 (5) リハビリテーション学科作業療法 学専攻教員 (6) 共通教育運営会議教員  上記、(1)～(6)から2名ずつ選 出する。ただし、うち1名は 学術推進企画委員会委員から 選出する。	1年（選出 から当該年 度末まで）	1 学内共同研究の審査に 関する事項 2 その他学内共同研究に 関する事項
紀要編集部 会	(1) 看護学科教員 (2) 栄養学科教員 (3) 歯科衛生学科教員 (4) リハビリテーション学科理学療法 学専攻教員 (5) リハビリテーション学科作業療法 学専攻教員 (6) 共通教育運営会議教員  上記、(1)～(6)から2名ずつ選 出する。ただし、うち1名は 学術推進企画委員会委員から 選出する。	1年（選出 から当該年 度末まで）	1 紀要の編集に関する事 項 2 その他紀要に関する事 項